

令和7年6月5日

一般貨物自動車運送事業者に対する聴聞の通知について

本日、行政手続法第15条第1項の規定に基づく聴聞の通知を行いましたのでお知らせします。

1. 当該聴聞の期日：令和7年6月18日（水）10：00～

2. 場 所：国土交通省関東運輸局自動車監査指導部
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎18階 ヒアリングルームD

3. 事 案 の 概 要：日本郵便株式会社の経営する一般貨物自動車運送事業について、貨物自動車運送事業法に違反する行為が認められ、同法第33条の規定に基づく同法第3条の許可の取消処分を行う予定である。

【問い合わせ先】

（聴聞に関する問い合わせ） 関東運輸局自動車監査指導部

TEL：045-211-7249

担当：高木、平野

（その他に関する問い合わせ） 国土交通省物流・自動車局安全政策課

TEL：03-5253-8111

（内線：41-633）

担当：芳山、赤木